

子育て支援税制(生命保険料控除・住宅ローン控除・住宅リフォーム税制)の拡充・延長

<改正の趣旨・背景>

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においても、こうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。

高校生年代の扶養控除の見直しと併せて行うものとした子育て支援税制については、2026(令和8)年度以降の税制改正で、高校生年代の扶養控除の取扱いを踏まえてそのあり方を検討することとなるが、1年間の時限的な措置として、以下の項目について拡充・延長される。

| | 生命保険料控除 | 住宅ローン控除 | 住宅リフォーム税制 (子育て対応改修工事) |
|-------|---|--|--|
| 制度の内容 | 生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合には、一定の金額を所得から控除する | 認定住宅等を新築等で取得をして、居住の用に供した場合には、一定の金額をその年分の所得税額から控除する | その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、居住の用に供した場合には、一定の金額をその年分の所得税額から控除する |
| 適用対象者 | 23歳未満の扶養親族を有する者 | 特例対象個人※ | 特例対象個人※ |
| 改正の内容 | 一般生命保険料控除(2012(平成24)年1月1日以降に契約したものに限り)の適用限度額を4万円から6万円に引き上げる | 適用期限が2025(令和7)年12月31日まで 1年間延長される | 適用期限が2025(令和7)年12月31日まで 1年間延長される |
| 適用時期 | 2026(令和8)年分のみ | 2025(令和7)年1月1日～同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象とされる | 2025(令和7)年1月1日～同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象とされる |

※ 年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者または年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。